

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月30日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器調気系常時補給用窒素ガス加温器に異常表示が認められ、確認したところ、温度スイッチの不良が考えられるため、当該温度スイッチを点検。	D	
2	2号機	監視機能健全性確認検査その3の1の設定値確認検査において、検査要領書の手順に記載漏れが認められたため、当該要領書を修正。	D	
3	2号機	主復水器細管連続洗浄装置B系において、ボール回収率の低下が認められたため、調査及び対応検討。	D	
4	3号機	原子炉圧力容器蓋部の点検において、胴側リング当り面境界部に腐食痕が認められたため、当該腐食部を補修。	D	
5	3号機	炉心性能計算機において、作業許可書の許可期間外に点検を実施したことが確認されたため、対応検討。	C	
6	3号機	使用済燃料プール収納状況の定例確認において、使用済燃料1本の収納方向が配置図と相違(逆向き)していることが認められたため、対応検討。	C	
7	3号機	主要制御系機能検査要領書において、記載内容に誤記(確認項目、計測器、警報名称)が認められたため、当該要領書を訂正。	D	
8	その他	木戸川取水ポンプ(A)出口電動弁の点検において、弁体の摺り合わせ量増(摺り合わせで対応出来ない)が認められたため、弁体を交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353